令和２年４月 17 日

神奈川・港北間税会
　会長　小山　正武　様

神奈川税務署長
南部　琢二

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における
税制上の措置（案）に関する周知について（依頼）

平素より税務行政に深い御理解と多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和２年４月７日（火）に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）では、新型コロナウイルス感染症が我が国の社会経済に与える影響が甚大であることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、厳しい経済状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとしております。

今般、この措置（案）を周知するため、別添のとおり財務省ホームページに措置（案）に関するページが開設されたとともに、「納税の猶予制度の特例」等に関するリーフレットも掲載されました。

つきましては、貴団体のホームページ等において、財務省ホームページの当該措置（案）に関する掲載内容の案内をしていただくほか、掲載されているリーフレットの活用など、広く周知・広報していただきますようお願いいたします。

なお、この措置（案）は、法案成立前の内容であることに御留意ください。

また、措置（案）の詳細については、措置内容が決まり次第、財務省ホームページの情報が順次更新されます。

おって、法律の施行後に改めて周知を依頼させていただく場合がありますので、重ねて御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

● 財務省ホームページ「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」（案）

トップページ ＞ 税制 ＞新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html